

1 国家債の増加
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

2 六、労働者賃金と同額にする事。

3 七、残業時間、日給八分の一支給。

4 八、最低賃銀額増額。

5 九、三一律の解除者復職せしむる事。

6 十、労働者団体の承認。

7 右決議す。

9 四月十七日。

No. 10 本議案に於ては本議案の擴大を計りたるに
協同労働会
局例に於て